

香川県スポーツ少年団リーダー会会則

第1章 総 則

第1条 この規程は、香川県スポーツ少年団設置規程第4条第3号に基づいて設置し、香川県スポーツ少年団リーダー会（以下「リーダー会」という。）に関することを定める。

第2条 リーダー会は、県下の登録した各単位スポーツ少年団で活動するリーダーを代表する組織体とする。

第2章 目 的

第3条 リーダー会は、日本スポーツ少年団リーダー制度に準じ、スポーツ少年団のリーダーを組織的に整備し、日常の活動を通じ個々の資質と技能の向上を図り、スポーツ少年団の活動推進に寄与するとともに、将来のスポーツ社会の指導者に育成することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 リーダー会は、前章の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の研修及び資質と技能の向上に関すること。
- (2) 会員の相互の親睦と他団体との交流に関すること。
- (3) 社会奉仕活動に関すること。
- (4) その他リーダー会の目的達成に必要な事業。

第4章 会 員

第5条 リーダー会の会員は、香川県スポーツ少年団に登録し、各市・町リーダー会に入会する中学生から20歳未満の者で単位団代表指導者の推薦を受けた者とする。

2 本人が希望し、香川県スポーツ少年団が推薦する場合は、会員の期間を延長することができる。

第5章 登 録

第6条 リーダー会への入会は、市・町スポーツ少年団及び香川県スポーツ少年団への登録と同時に氏名の前の番号に○印を記入して行う。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規程を準用する。

第6章 役員

第7条 市・町スポーツ少年団リーダー会は、市町ごとに代表委員を1名選出し、香川県スポーツ少年団に届け出る。

2 単位団が100団以上ある団体からは、2名選出することができる。

第8条 リーダー会には、次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 男女各1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監査 2名
- (7) 委員 若干名
- (8) 育成委員（少年スポーツ指導員）若干名

第9条 リーダー会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は総会において代表委員の中から推挙し、香川県スポーツ少年団常任委員会の承認を得る。
- (2) 書記、会計、幹事、監査は総会において代表委員の中から選出する。
- (3) 育成委員は、指導者登録をしている認定育成員（少年スポーツ指導員）の中から香川県スポーツ少年団本部が推薦する。

第10条 会長は、リーダー会を代表し、会の運営にあたる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。
- 4 会計は、リーダー会の会計を担当する。
- 5 幹事は、リーダー会の事業を遂行するために必要な役割を分担する。
- 6 監査は、会計を監査し、会員に報告する。
- 7 育成委員は、リーダー会の運営に関し、指導、助言をすることができる。

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第7章 会議

第12条 総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集しその議長となる。

- 2 会長が必要と認めるとき、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、役員を選出、事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算の承認、その他の重要事項を審議決定する。

4 役員会は、リーダー会の目的を達成するための事業を協議し、その推進にあたる。

5 重要事項の議決については、香川県スポーツ少年団指導者協議会の承認を得る。

第13条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、幹事をもって構成する。

第14条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を得て議決する。可否同数の場合は議長が決する。

第8章 会 計

第15条 リーダー会の経費は、香川県スポーツ少年団の費用並びにその他をもってあてる。

第16条 リーダー会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第9章 事務局

第17条 リーダー会の事務局は、香川県スポーツ少年団内におく。

第10章 会則の改正

第18条 リーダー会の会則の改正は、総会の議決により行うことができる。

附 則

この会則は、平成8年10月6日より施行する。

この会則は、平成21年3月14日より施行する。